

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 339 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、次表に掲げる開示請求の日付で、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、同表に掲げる行政文書開示請求に関する郵便物（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件通知文書 1」及び「本件通知文書 2」といい、これらを総称して「本件通知文書」という。）の発送方法を東広島地域事務所建設局が配達記録扱いとせず、通常郵便扱いとした根拠等が記載されている決裁文書などの行政文書（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件請求文書 1」及び「本件請求文書 2」といい、これらを総称して「本件請求文書」という。）の開示請求（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件請求 1」及び「本件請求 2」といい、これらを総称して「本件請求」という。）を行った。

整理番号	開示請求の日付	行政文書開示請求に関する郵便物
1	平成 19 年 12 月 28 日	平成 19 年 11 月 12 日付け東広建第 696 号による行政文書開示決定通知書、平成 19 年 11 月 12 日付け東広建第 697 号による行政文書不存在通知書及び平成 19 年 12 月 11 日付け東広建第 796 号の情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書
2	平成 20 年 1 月 20 日	平成 20 年 1 月 16 日付け東広建第 908 号による行政文書不存在通知書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 について、それぞれ、不存在を理由とする行政文書不開示決定（同表に掲げる整理番号の順に「本件処分 1」及び「本件処分 2」といい、これらを総称して「本件処分」という。）を行い、本件処分 1 については平成 20 年 1 月 16 日付け東広建第 908 号で、本件処分 2 については平成 20 年 2 月 5 日付け東広建第 1089 号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 20 年 2 月 17 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、行政文書開示請求の手續に関する郵便物の発送方法を「普通郵便」扱いとするための規程並びにその根拠を意図的に不開示としたものであり、東広島地域事務所建設局竹原支局における通常の郵送方法である「配達記録」とは異なる裁量権を濫用した不当な行政手法だと思料される。

本件通知文書は、行政文書開示請求の手續に関するものであり、かつ、自らの支局である建設局竹原支局による取扱いとは異なるものである。行政文書開示請求の手續に関するものであるにもかかわらず、なぜ、郵便物の発送方法を部署の違いにより、「配達記録」扱い又は「普通郵便」扱いとしなければならないのか、それぞれの郵送方法とするための規程並びにその根拠について疑義が生じる。

よって、東広島地域事務所建設局が、行政文書開示請求に関する郵便物の発送方法を配達記録扱いとせず、普通郵便扱いとした根拠が記載されている規程又は決裁文書などの行政文書は当然に存在していると思料され、かつ、そうでなければ担当者の絶大な裁量権が横行する現実を自らが容認していることになるため、速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

文書を郵送で施行する場合、その方法としては、通常郵便、配達記録、簡易書留、書留などが想定される。

実施機関が郵送で施行する文書については多種多様にわたっており、その膨大な量全てを類型化し、その施行方法を定めることは、当該文書の重要性やその頻度といった当該文書の性格から考えると、現実的ではなく、ある文書について、どの郵送方法を選択するかは、当該文書の性格等を踏まえて、当該発送担当部署が、その都度判断しているのが実態で、その施行方法は、起案文書中の施行方法の欄に手書きで記載しているのみである。

なお、本件通知文書の郵送による発送方法の選定についても特に定めた規程は存在しない。

そして、本件通知文書に係る起案を確認したところ、本件通知文書を通常郵便扱いすることについて、なぜ通常郵便を採用するのかといった理由や根拠は記載されていない。また、本件通知文書を通常郵便扱いとすることについて、特に起案を作成する

必要性も認められない。

したがって、本件通知文書を通常郵便とした根拠が記載された決裁文書は存在しない。

以上のとおり、本件請求文書が不存在であるために開示することができないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が異議申立人に発送した本件通知文書について、実施機関が発送方法を配達記録扱いとせず、通常郵便扱いとした根拠等が記載されている決裁文書などの行政文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、文書を郵送で施行する場合、その方法としては、通常郵便、配達記録、簡易書留、書留などが想定されるが、実施機関が郵送で施行する文書については多種多様にわたっており、その膨大な量全てを類型化し、その施行方法を定めることは、当該文書の重要性やその頻度といった当該文書の性格から考えると、現実的ではなく、ある文書について、どの郵送方法を選択するかは、当該文書の性格等を踏まえて、当該発送担当部署が、その都度判断しているのが実態であり、その施行方法は、起案文書中の施行方法の欄に手書きで記載しているのみであって、本件通知文書の郵送による発送方法の選定についても特に定めた規程は存在しない旨説明する。

当審査会において、条例、広島県情報公開条例施行規則(平成13年広島県規則第17号)、広島県情報公開事務等取扱要綱(平成13年3月29日制定)などの情報公開関係規程及び広島県文書等管理規則(平成13年広島県規則第31号)、広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)などの文書関係規程その他の規程を見分したところ、本件通知文書のような行政文書開示請求に関する文書について、郵送による場合、その発送方法の種別を定めた規程は存在しないことを確認した。

なお、実施機関に確認したところ、配達記録や書留など特殊扱いする文書等の発送については、実施機関の総務課が「文書発送ガイドブック」というマニュアルを作成し、その中で、『「特殊扱い」とする文書等の発送基準』を記載しているものの、文書等の内容や重要性等を考慮して、各担当部署において、その都度、書留、簡易書留、配達証明、配達記録、速達などのうち真に必要な発送方法を選択することとしているとのことであった。

さらに、本件通知文書に係る起案文書を見分したところ、本件通知文書の発送方法として、通常郵便を採用する理由や根拠は記載されていないことを確認した。

よって、本件通知文書の郵送による発送方法の選定について定めた規程及び本件通

知文書を通常郵便扱いとした根拠が記載されている決裁文書は存在しないとの実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成20. 3. 21	・ 諮問を受けた。
平成20. 4. 18	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成20. 5. 19	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成20. 5. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
平成21. 2. 16	・ 異議申立人から意見書を収受した。
令和元. 11. 22 (令和元年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。
令和元. 12. 20 (令和元年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授